

受理番号第6号

平成30年9月18日

守谷市議会議長 梅木 伸治 様

陳情者

住所 茨城県守谷市久保ヶ丘三丁目11番地13

氏名 渡辺 久雄

地名不記載に関する陳情書

【陳情の趣旨】

市行政が取り扱っている戸籍（戸籍法）及び住民票（住民基本台帳法）に議会が可決（地方自治法第260条に基づく）した地名が正確に記載されていない。（別紙詳細）

【陳情の理由】

行政は法及びルールを率先して遵守しなければならないのに何度指摘しても市長は直す意思を示さないので市議会の権威で正していただきたい。

上記のとおり陳情いたします。

【別紙】

市制時に地方自治法第260条第1項に基づき、議会の議決を経て、地名変更し、平成13年11月29日に茨城県報に告示（第1277号）され、法務局（法務省）は茨城県報の告示（1277号）に基づき、建物・土地及び地図等関係書類の地名を変更しました。また、守谷行政の税務課の土地及び建物の台帳は正確に変更されています。

しかし、当市の総合窓口課においては議会の議決を得たにも関わらず、住民票及び戸籍は正確に変更（修正）されていません。

住民票は住民基本台帳法に基づき、備えておくものであり、住民基本台帳法を管轄している総務省住民制度課及び県庁市町村民課に確認したところ、守谷市においては、住んでいるところの住所は建物の所在地と一致すると回答がありましたが、当市においては字名（小字）が記載されていません。

住民票は自治事務であります。住民基本台帳事務処理要領（昭和42年10月4日法務省、自治省等からの通知）に住所の記載の仕方を示されています。

戸籍は法定受託事務で、法務省が所管庁です。法務省の担当部署（本省、本籍地水戸地方法務局及び竜ヶ崎支局）に本籍地の所在地について問い合わせたところ、土地台帳の所在

地と一致するとの回答を得ましたが、当行政は住民票と同じく字名（小字）が記載されていません。

法令等を遵守している一例（福島県大沼郡会津美里町）を参照してください。住民票の住所、戸籍の本籍地、登記所所管の台帳の所在地が一致しております。

法務局発行の登記記録証明書をご覧ください。（福島地方法務局若松支局所管）と（水戸地方法務局取手出張所所管）を比べると（水戸地方法務局取手出張所所管）の証明書の枠外に字名を抜いた地名を入れ、同一であることを暗黙的に示しているが、本来ならば、同一とみることとはできないと判断されます。

法務省で所管している法人関係の登記は会社法第4条の規定により、地名が正確に記載されています。

この問題について、国及び県の関係部署は当部署の業務であれば、当部署が更正しますが、守谷市の行政事務の為、直接的な関与は差し控えますとっております。

当行政の担当部署である総合窓口課の管理職も法令等を逸脱していることを暗に認めておりますので、最高機関である市議会において、問題となっている所（字名の入っている所）の地名に字名を残すか、残さないか再検討を行い、適正に処理していただきたい。なお、今から60年近く前まで住民票や戸籍に小字名が記載されていなかったことを考えると地名に入れない方がよいと思います。何故ならば、変更に伴う事務処理の影響が少なく、かつ、多くの地元関係者が地名の字の認識がないと思えるからである。

ちなみに全国の多くの市町村もこの問題を抱えておりますが、赤信号みんなで渡れば怖くないは行政には通用しません。

法令遵守は行政の常識であります。

守谷市議会は全国に先駆けて、この問題に取り組んでいただきたい。